

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年7月4日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。ミウラさん。

○記者 読売新聞のミウラです。よろしくお願いします。

今日の定例会で東海第二原発の審査書案が了承されたのですが、まず、BWRの中で柏崎刈羽に次いで2例目ですが、工事計画認可の点、工認の点では柏崎刈羽ではそこまで進んでいなくて、今回初めて、事実上並行しながら、工認と審査書案のそごがないようにということ、時間も限られている中での非常にタイトな審査で、重要な試験については現地実証試験を山中委員自ら御覧になられたりと、いろいろと異例づくめの審査でここまで来ていると思うのですが、審査書案了承まで来たことについて、御所感をお聞かせ願えればと思います。

○更田委員長 御所感と言われても、いろいろあります。設置変更許可に関しても、今日の取りまとめまでの間に随分多くの議論を経てきたし、その中で印象に残っているもの、それから、今から振り返ったときに今回の審査に当たって共通理解というか、十分な対策であることの確認のために議論を経たものとして特徴的なものは、審査に入って、審査を本格化させる前から予想されている、ここは議論になるだろうなというところと、いざ審査に入ってみて、これはきちんとというか、時間を掛けなければというところがあって、後者の方は、やはり津波に対する対策の部分が、この東海第二原子力発電所については、審査の中でも特徴的な部分だと思っています。まず、とにかくサイトに入る、設計基準津波高さまでの津波に対してサイトを津波から守る、これが防潮堤になるわけですが、防潮堤の形式、工法について議論が、当初案から、それから、摩擦杭による設計、そして岩着させるというところまでに随分議論を費やした部分があります。

それから、さらに設計基準津波高さを越えた津波が来て、私たちは内部で越流津波という言い方をしていますが、防潮堤を越えて入ってくる津波に対しても対策を求めた。今朝の審査会合の中でも申し上げましたけれども、対策のやり方としては、中部電力の浜岡原子力発電所で先行的にとられている。もう既に工事がなされている。彼らは、私の記憶ではEWSと呼んでいて、原電はESWと呼んでいるのですけれども、浜岡の場

合は元々水路があったということもあるのかもしれないですけども、海水を地下の水路で導入して、要するに、海岸に向き合っているところ以外からも海水を取水できる設備を整えた。原電が中電になったかどうかは分かりませんが、基本的には同じアイデアで、原電の場合はまだ工事が行われているわけではないけれども、これは海水を取水する、最終的な熱の逃がし場としては最も確実なものであるし、海水の取水性を増したということは、越流津波に対する対策として有効な対策が提示されたものだと思います。

それから、審査が始まる前から、審査を本格化させる前から議論になるかなど。ただ、ここは美浜の3号機であるとか、高浜での審査の経験が生きたと思われるのは内部火災に対する対策で、これは非難燃ケーブルで交換が不可能なものについての対策に関しては、先行の審査の経験が生きたものと思っています。

○記者 あともう一点ですが、ほぼ首都圏に位置する原発であり、30キロメートル圏内に96万人と最も多い人口を抱える。これは規制委の直接の仕事ではないかもしれませんが、実効性のある避難計画という課題を抱えていると思います。原電は地元の東海村だけでなく、周辺の5市と実質的に再稼働に当たっての事前の了解権を付与する、そういう協定も新たに結びました。今後、避難計画を含めて、あと、ある程度までは屋内退避が有効であるという、田中前委員長のときから、そういうサジェスションを規制委として発していたと思いますが、万が一に備えての避難計画の策定などの課題について、お考えをお聞きしたいと思います。

○更田委員長 御質問の中にあつたように、原子力規制委員会として申し上げることと、それ以外のことがありますけれども、重要なのは、こういった緊急時の対策を考えるときに、今日のプラントに対する対処の問題とは独立して考えることが重要であつて、プラントでこういう対策がとつてあるから、緊急時の対応はこうでいい、これも程度の問題ではあるのだけれども、そうは言つても、緊急時の対応は緊急時の対応として、独立してきちんと検討され、考慮されることが必要だと思っています。

こういう席で個人的なことを申し上げるとあれですけども、私も東日本大震災があつたときには、東海第二原子力発電所から2キロメートルぐらいのところに自宅があつて、PAZ圏内に家族とともに住んでいて、そこに20年以上住んでいたわけですので、あのあたりの状況は他の発電所に比べても、何しろ住んでいましたから、わかっていますけれども、個別の問題、例えば、東海第二原子力発電所からは比較的近いところに病院などもありますし、そういったものに関して、個別にきちんと、地域防災計画を立てる上で考慮されることだと思いますし、防災計画を立案する上で、技術的な助言を求められれば、これは内閣府の原子力防災とともに連携して、そういった助言は与えていけるだろうと思います。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。ドイさん。

○記者 電気新聞のドイです。

東海第二発電所に関連してなのですけれども、審査書案の取りまとめとなりますと全体で15基目になりまして、新規制基準の施行から間もなく5年ということで、年平均では3基というペースで来ていることになるかと思うのですけれども、まず、このペースで来ていることに、委員長、御感想がありましたら教えてください。

○更田委員長 感想ですか。結局、年平均3基とならされてしまってもというところがあるのは、なかなか難しいでしょうね。例えば、PWRは、2ループであろうと3ループであろうと4ループであろうと、そんなに大きな差があるわけではない。少なくともプラント側の審査から言えば、そんなに大きな差があるわけではない。

ただ、BWRの方は、MARK I、MARK I改、MARK II。フランス型のMARK I そのものは審査の対象となることはないと思いますけれども、MARK I改、MARK II、それから、ABWR。ABWRとなると、少なくとも設計基準事項まで考える上だったらそんなに差はないかもしれないけれども、シビアアクシデント対策を考えると、格納容器の大きさだとかが決定的に要素として効いてくるので、柏崎刈羽の審査の経験は生きたとは言えるものの、やはりABWRでの審査の経験をそのままBWR5に適用するのはなかなか難しく、やはり東海第二は東海第二で初めての部分があった。さらに、工事計画認可については、柏崎刈羽6、7の方は進んでいるわけではないので、BWRの工認という意味では東海第二が最初のものであって、今後、BWRとなってくると、BWRの方が多く残っているわけですが、今後のことを考えると、前にも申し上げましたけれども、BWRは難しいところに建っているものが多いので、今まで以上に地震や津波、火山といった自然の脅威についての審査が全体のスケジュールを決めてくる部分は、今までもそうだったけれども、これまでに以上にそういった部分が大きいように思います。

○記者 そこで、規制委員会として、規制側として審査の実効性を上げていくような工夫とか、その辺をやっていくことはできるのでしょうか。

○更田委員長 実効性ですか。有効性は常に高めようと思っているけれども、いたずらに効率を高めようとは思っていない。委員会が常に審査に当たるメンバーに求めているのは、妥協をしないこと。時間が随分たってしまったから、これは言わないでやめておこうとか、指摘しないでやめておこうというのは全く本末転倒であるので、もちろん私たちの非常に大きな資源を投入するわけだから、いたずらに長期間にわたることが好ましいとは決して言えないけれども、時間を気にして妥協するなというのは今までも言ってきたし、今後も言い続けるつもりであって、時間を気にして妥協するなどということは絶対にあってはならないと思っています。

○記者 新規制基準から5年ということでもう一点お聞きしたいのですけれども、以前より規制基準の継続的改善が必要だとお話しされていたと思うのですけれども、この継続的改善について、これまでの評価だったり、委員長として、まだ課題があるとお考えの部分がありましたら教えてください。

○更田委員長 これは、ある程度誇っていい部分があると思っているのは、HEAF、高エネルギーアーク火災等に関しては速やかにバックフィットをかけることが、さらに言えば、火山灰の対策に関しても、一旦定めたけれども、それを評価し直して改めることができた。継続的改善については、当初持っていた精神が生きていると思っています。それから、今、RHRのキャビテーション、これは米国発の情報に基づくものですがけれども、正直言って、私たちがこれを聞いたときに、理屈としてはあり得るけれども、それほど重要度が高くないというような受けとめもあって、これについては、RHRポンプのキャビテーション、細かい話でもあるので、今、事業者としっかり、事実関係も含めて情報交換、意見交換を進めているところであって、今、取り掛かっているものとして言えば、RHRポンプのキャビテーション、それから、これも手法の問題ですがけれども、耐震補強する際の定ピッチスパン、これも評価手法の細部についての把握がなかなか、非常に細かい話であるので、これについても議論は進めている。いずれにしても必要と私たちが判断すればバックフィットさせていくことになるだろうと思います。

あとは何だろう。大きいもの。例えば、シビアアクシデント対策に関しても、今後、訓練や、あるいはFSARにおける解析、評価等をどう続けていけば、追加ないしは、これはもう要らないからほかのものにするとか、いろいろな方向での要求の見直しというのは十分あると考えているし、一旦決めたらこれでいいのだというわなに陥らないようにしたいとは思っています。

○司会 それでは、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

東海第二原発に関してですけれども、5キロメートル圏に9万人、30キロメートル圏に100万人という数があると、どんなに有能な為政者であっても実効的な避難計画が一体作れるのだろうかという疑念はやはりありまして、これは一義的には行政、内閣府のやることだと思いますが、指針を所管される規制委員会の中でも、課題の整理の仕方を見直していくことは必要なのではないかと思うのですが、その辺、いかがでしょうか。

○更田委員長 そうですね。抜本的なとか、根本的なものとなると、私たちは与えられている法律と、その法律に基づく権限の中だと考えるとなると、先ほども申し上げたように、緊急時の計画と、プラントの設計であるとか、自然の脅威をどう見るかということとは、もちろん全体像を捉えるという意味では、相互の関係についても十分な情報が共有されることが望ましいけれども、一方、独立した主体によって、プラントの設計は設計、避難などに係る緊急時の計画は計画という形で独立して考慮されることが、ある種、なれあいを避けるためにも、というのは、一番陥りやすいわなというのは、プラント側でこれだけやってあるのだから、緊急時の計画はこの程度でいいのだとなるのが最も好ましくないのであって、そういった意味で、今は一定の距離があるということはメリットもあると思っています。

ただ、御質問にあるように、災害対策指針の策定を行っている主体としての責任はあるだろうし、実効的な避難計画というものをどう考えるかというのが、人によって捉え方の違いもあるし、まだ私は具体的にどういう評価なり、どういう数字が上がっているのか承知していませんけれども、ETEと呼ばれる数字があって、これはある圏内にいる人たちが移転するのに要する時間です。これが必要とされるものよりもはるかに長い場合には改善を施さなければならない。この実効的避難というものをどう捉えるかですけれども、避難そのものに関しては、副作用をよく考えた上で計画に織り込んでいく必要があると思っています。

とにかく東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓というのは、放射線の障害よりもはるかに、十分練られていない避難が行われたことによって多くの人命が失われたというのは本当に深刻に考えられるべき教訓なので、過度にあるものを恐れてしまって、そのために無計画ないしは十分練られていない行動をとってしまって、そのために別の理由によって、はるかに大きな被害を被ってしまうというのは、是非避けるべきであると思うので、確かに立地条件から考えれば、今後の議論は簡単なものではないだろうと思いますし、先ほど申し上げたように、内閣府原防において十分な検討がなされ、私たちも協力できるところは協力していきたいと思います。

○記者 最後になりますけれども、複合災害という要因も相当ありましてね、隣にJAEAの施設があったり、あるいは甚大な災害のときにおそらく常磐道は使い物にならなくなる。そうすると、避難経路も相当限定される。実際に自治体として、北側に逃げていくことは考えられないから放棄しましょうなどと真面目に公言している自治体とかもあってまして、本当にこれは複雑な問題なので、しかも内閣府原防で解決できるともなかなか考えづらいので、それは規制委員会がもっともっとコミットしていただきたいと、これは要望です。

○更田委員長 要望は分かりました。ですから、これはお答えすべきではないのかもしれないけれども、常磐高速というよりは、むしろ海岸沿いに245という国道が走っていて、6号は少し西側に走っている。さらに東海第二原子力発電所を越えて日立市方面へ行くに従って、坂で登っていく方向がある。さらに久慈川に橋が架かっている。そういった意味で、複合災害を考えたときに、245は久慈川に架かっている橋が期待できないと、それ以上に北へ行けないし、それから、拡幅が進められてはいるけれども、南下するときにも、そんなに多くの交通量を期待できるものではない。東西方向にもそんなに大きな道があるわけではないというところがあるので、これは内閣府原防の努力だけではなくて、やはり自治体の努力も当然必要だろうし、これで有効であると考えられる計画がきちんと立つのかどうかは、これは規制当局としての発言ではないけれども、当然のことながら東海第二原子力発電所にとって、将来を決める非常に大きな議論であるとは思っています。

○司会 それでは、デミズさん。

○記者 読売新聞のデミズといいます。よろしくお願いします。

東海第二の審査の振り返りという点でもう一点お伺いしたいのですが、審査会合を傍聴していると、事務局は、このままでは間に合いませんとはっぱをかけたような場面が多々あったのが印象的でした。それで、11月に全て終わらないとだめだというルールがある中で、期限が刻一刻と迫る中での審査だったように思います。一時は、許可、不許可の判断に至ることができないのではないかという御発言をした時期もあったかと思うのですけれども、限られた時間の中でこういった審査をしてきたことへの率直な受けとめがあれば、一言お願いします。

○更田委員長 そうですね。審査に当たっているメンバーからしてみれば、個々人が非常に時間も費やしているし、努力もしていて、非常な熱意をもって仕事に取り組んでいる。取り組んでいる以上に、無駄な仕事はしたくないから、彼らとしては、許可であろうが不許可であろうが、結論のいかに関わらず、とにかく審査をやり切りたいという思いを持っている。そうすると、東海第二の場合は、時間的な制約があるから、事業者にはっぱをかけるように見えたかもしれないけれども、解析等々の示されるものに対して、期待どおりのペースで説明がなされない場合には、いら立った局面があったと思っています。

それから、委員会のレベルで言うと、これはなかなか危機的ではないかと思ったのは、先ほど申し上げた防潮堤の設計変更があったときには、一般にあれだけ大きな構造物の設計に関して大きな判断をするというのは時間の掛かることです。防潮堤の設定で岩着させる方針が出るまでの間は、ここで余りに時間を要するようだとという意味での危機感を持ちました。北側に行くと岩盤が下がっていくために、範囲を小さくすることによって岩着させるという設計が原電から、十分妥当だと考えられる設計が示されたので、あの局面は通過することができたのですけれども、あそこでもっとこう着していたら、もっと早い段階でこれはあかんわという判断をせざるを得なかったかもしれません。

その後は、比較の問題ではあるけれども、技術的に一番活発な議論をしていたのは、やはり防潮堤、それから、先ほど申し上げた越流津波でありますけれども、越流津波に関しては、軽々に申し上げるべきではないかもしれないけれども、比較的円滑に妥当と考えられる提案が示されたので、大体、私たちが考えていたような期間でその議論を終えることができたと思っています。

○記者 もう一点、これまでもこの会見の場で、私も含め、いろいろな報道機関が聞いているので恐縮なのですが、今後、工事計画の認可、運転延長の審査が控えているわけなのですが、懸念されているのは工認の部分だと思うのですが、試験が終わって一定の前進はあったかのような印象は持っているのですが、改めて、この2つの審査が控えていることについて、スケジュール感など、懸念していることですか、何か思っていらっしゃることがあれば一言お願いします。

○更田委員長 まだ審査会合に上げるという形ではやっていませんけれども、保安規定については、極めて特徴的とか、東海第二に特徴的とかいったものが見通されているわけではないので、保安規定の審査は着実に進めていけばと思いますけれども、工事計画認可に関して言うと、今、原電から予定として伝えられているものが守られれば、時間的にやれるのではないかと思うけれども、これから見込み違いが、それも大きな見込み違いが今後あるようであれば、これはやはり時間的に厳しいと思います。厳しくなることもあるだろうと思っています。

○記者 要するに、原電が、しっかりとした書類だったり、論理立った説明というか、納得できる説明をしてくれれば。

○更田委員長 工事計画認可ですから、事実確認のレベルではあるので、例えば、設置変更許可の枠で彼らが申請している基本設計と相反するような設計にならざるを得ないとか、そういったことがあると大きな影響が出ますけれども、そうでなければ、作業量は相変わらず、審査チームには相当大きな負荷をかけ続けることになりそうですけれども、ハプニングがなければ、やり切っていけるのではないかと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダです。

関連なのですけれども、そうすると、一時、危機的と思われていた状態は脱したという理解ですか。

○更田委員長 そうですね。定性的な御質問なので定性的にお答えしますが、一月前に持っていたようなものに比べれば、やや和らいだかなという、そういう印象ですね、時間に対するひっ迫度という意味において。

○記者 そうすると、11月の期限には間に合いそうだと、同じ質問なのですけれども、間に合いそうだとと言えるのですかね。

○更田委員長 いずれにしても、そんなに余裕がある状況ではないということには変わらないし、それから、私よりもより近い距離で審査チームないし日本原電と接している山中委員は、繰り返しこの時間的な制約について厳しい言葉でお話をされていますし、それがそんなに和らいだわけではないので、やはり今後とも審査チームには大きな負荷をかけざるを得ないし、日本原電には緊張感を持ってミスのないようにしっかり取り組んでもらいたいと思います。

○記者 わかりました。

それと、経理的基礎のところについては、経産大臣の意見を聴くということですが、規制委員会としては、了承というか、認めたという理解でいいですか。

○更田委員長 そう思っていていただいて結構です。

○記者 わかりました。ありがとうございました。

○司会 それでは、イワマさん、タケオカさんの順番でお願いします。

○記者 毎日新聞のイワマです。

話は変わってしまうのですが、金曜日に六ヶ所村の審査会合が開いております。こちらに関連して、審査の方は終盤に来ているとこれまでのお言葉もありましたけれども、今現在抱えている課題、また、今後の道筋、スケジュールなどについて、いま一度思っているところを挙げていただければと思います。

○更田委員長 確かに、六ヶ所村とおっしゃったのは日本原燃の再処理施設ということだと思いますが、再処理施設に関して、大きなポイントとなると考えられるような論点に関する議論が随分進んできたのは事実です。

ただ、再処理施設として事業許可に関する審査といいますか、判断をするのは、規制委員会にとって初めてのこととなりますし、発電所とのアナロジーが通じるようなものではなくて、全く別の施設であって、発電所ほど動的な施設ではないけれども、放射性物質が面的に広く分布すると。ですから、脅威となるものが、一番ちょっと個人的に考えるのはやはり火災等が一番気になる。勝手に暴走するといったような類いのものではないけれども、火災、それから、閉じ込めに関わるもの。

閉じ込めに関しても、多重障壁というような意味での、例えば塔槽類の換気系も、外部につながっているというような意味では障壁の考え方なども発電所と異なるし、そういった意味では、発電所というよりは加工施設であるとかとの類似性の方がむしろあるぐらいかもしれないけれども、そうはいつでも非常に大きな施設ではあるので、審査書を取りまとめるという段階に入ったら、細かいものも含めていろいろなことが出てくると思っています。

大きな論点に関して審査が随分進んでいるというのは、そういう認識を持つてはいるのですが、いざそれをまとめてみようとするといっぱいあるので、これは夏から秋にかけてこちらの審査部隊も負荷は大きなものになるだろうし、私たちも個別に判断をしなければならぬものは、審査会合に出席されている田中委員だけではなくて、個々にいろいろあるだろうとは予想しています。

○記者 関連して、今のお言葉でありましたけれども、そうすると、審査書案をまとめる時期についても、もう少し先になるでしょうし、今、夏から秋にかけてというお言葉もありましたけれども、少なくとも秋口、委員会の方にかかってくるのは秋口以降というのが今の認識ということでしょうか。

○更田委員長 秋口以前だったら、もっと今、委員会の関わり方も大きくなっていると思いますので、秋口以降だと思いますけれども。

○司会 それでは、タケオカさん。

○記者 共同通信のタケオカと申します。



東海第二に戻ってしまうのですけれども、先ほど審査の進め方について質問がありました。ずっと一時、審査打ち切りの可能性について言及されたこともありましたけれども、たしか先々週の会見だったと思うのですけれども、工認よりもむしろ設置許可の補正の方が出てくるのかどうか気になっているぐらいで、工認について、おおよそめどは、見通しは持っていた段階というように急に何か潮目が変わったような、今までずっと間に合わない、間に合わないで来ていたのが急に。

そのときもお聞きしたのですけれども、事業者側のレスポンスがよくなってきたというような説明があったのですが、それでもちょっとまだどうしてそんな見通しが持てるようになったのかというところが、外から見ているとよくわからないのですけれども。

○更田委員長 一番大きいのは、設置変更許可というのは基本設計方針であるので、基本設計の「枠どり」という言葉が正しいかどうかは別として、後続する工認等々で確認するというときに、工事計画を認可できるかどうかというのは、示されている工事計画の内容が、詳細設計の内容と言いかえてもいいのですけれども、詳細設計の内容が既に許可されている基本設計の枠の中に入っているかどうかというのが大変重要なことであって、詳細設計が基本設計の方針にかなったものでなければ、今度は設置変更許可をとり直さなければいけないわけです、変更して。基本設計を変更しなければならないから。

そういった意味で一番大きかったのは、最後の補正がなされたときに、日本原電がこの基本設計の枠の中で工認をやり切りますと言明したので、であれば許可の判断に至れるだろうと。

もし彼らがその上で、いざ今後の工事計画認可の審査の中でやはりこれは基本設計とちょっと違う方針で工事をしますとなったならば、これはもうアウトになるわけで、むしろ日本原電の決断といえますか、判断が非常に大きかったと思っています。この基本設計の枠の中で詳細設計までやり切ると明言されたことが非常に大きかったと私は思っています。

○記者 先ほど時間を気にして審査で妥協することがあってはならないというお話がありましたけれども、今回はそういうことは、妥協するようなことはあったのでしょうか。

○更田委員長 ありません。

○司会 では、そのまま後ろのオカダさん。

○記者 東洋経済のオカダです。

東海第二に関しまして、経理的基礎の件でお伺いします。

経理的基礎については確認をされたということですが、5月の末に東京電力との委員会の臨時会合があったわけですが、その後の情勢として、例えば水戸市議会では住民の要するに再稼働に反対の意見書というものが出ています。

東京電力も、実際に小早川社長名での支援に関する回答書を見ると、かなり留保つきの内容であるように見えるのですが、そうすると、経理的基礎といっても、例えば、

いろいろ地元の自治体などで再稼働に向けての合意が難しいということになると、結局、東電も資金支援が十分できないという状態になってしまうという非常にわかりにくい状況になるかなと思うのですけれども、そういったことについては、今回、経理的基礎を確認するに当たって、例えば水戸市議会での意見書の決議とか、そういったものというのは、最後、御検討はされたのでしょうか。

- 更田委員長 していません。というのは、御質問のおっしゃっている意味での経理的基礎というのは、事業がちゃんと進められるかどうかの経理的な基礎であって、彼らの事業が進むか、進まないかを心配するのは私たちの責任ではないです。資源エネルギー庁は心配するかもしれないけれども。

私たちは、その施設の安全を見る上で外形的に経理的基礎を見るというのは、炉規法ができたときになぜ経理的基礎を問うようになったのだろうと。これ、私自身、確認できていないところも多少あるのだけれども、荒唐無稽な申請をはじくためぐらいの意味だったのではないかなと思われるのですよ。

というのは、原子炉等規制法は、作られる施設の設計や運転が安全なものでなくてはいけないということのために法律の本来の趣旨があって、そうすると、経理的基礎というのは、例えば、安全対策や要員にお金を惜しむようであると困るからということで、ごくざっくりした意味での経理的基礎であって、本当に事業がちゃんといくだろうかという心配は、本来、炉規法が持つものではありませんので、そういった意味で、あの求めている経理的基礎というのは、何度も外形的と言うようなことですが、概略、おおむね考えることができるよなというスキームが示されていれば、それを理由に許可の判断を与えないというものになるものだとは思っていません。

- 記者 もう一つ、済みません、先ほど委員長は、この審査に当たって一番難しいものの筆頭の中に防潮堤の件を挙げておられました。これは深さ60メートルぐらいまで杭を打って岩着させると。ほかの原子力発電所ではこういうような例がないと。ほかの産業ではあるのかもしれませんが。ということになりますと、相当難しいというか、果たしてこれを60メートルまで打ったとして、大地震の際に本当にそれが破損したりしないのかという、そういうちょっと心配もないわけではないのですけれども、そのあたりについてはどうなのでしょう。

- 更田委員長 技術的には60メートル打つ、非常に杭が深いということも審査の中では対象となって、杭同士の干渉であるとか、そういったものを、座屈の懸念であるとか、そういったものも審査の対象で見ました。

今後、難しいというよりは、工事期間は相当掛かるだろうと思いますけれども、これは私たちの関与するところではないので、ただ、使用前検査等に向けてもそうですけれども、きちんとした工事がなされるということが大事だと思います。

- 記者 液状化とかそういったものも、きちんと対策もとられるということも踏まえると、おそらくきちんとした設計どおりやれば、問題がないだろうと。

○更田委員長 きちんとした設計で、かつ、きちんとした工事が行われること、これほど  
ちらも重要だと思います。

○司会 それでは、ハナダさん。その次、その後ろの方で。

ハナダさん、お願いします。

○記者 NHKのハナダと申します。

ちょっと1問だけ、済みません、定性的な質問で大変恐縮なのですが、今までか  
なり詳しく、今回の東二の審査で危機感とか、審査で御苦労の多くあった点というのを  
伺わせていただきました。ちょっと率直に、こういったかなり制約があつていろいろな  
難しさもある審査というのが審査書案まで来たということについて、委員長としては今、  
率直にどういうお気持ちを持たれているのかということのを伺わせてください。

○更田委員長 そうですね。基本設計の範囲とはいうものの、審査に当たるメンバーもよ  
く頑張ったけれども、原電も頑張ったのだらうと思います。対策としてシビアアクセシ  
ビリティ対策であるとか、それから、津波に対する外郭防護、内郭防護それぞれについても、  
妥当な、十分な効果を上げる設計が示されたと思っています。日常的なことでは、  
随分審査チームには負荷をかけたと思っています。また、申請者のことを想像するのは  
余りよくないかもしれないけれども、原電も大変だっただらうと思います。

ただし、これは今はまだ途中の段階であつて、工事計画認可を含めれば、規制委員会  
としては、規制庁の職員に今後とも、ワークライフバランスなのか、ライフワークバラ  
ンスなのかはともかく、そういったことがあるけれども、随分大きな負荷をかけざるを  
得ないということは、これまでも気にはしてきたけれども、これからはやはりちょっと  
しばらくの間、気になるところではあります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 そのまま。

○司会 福島民報社のハンザワと申します。

ちょっと話題は変わるのでありますが、福島県内のモニタリングポストの撤去方針に  
関しまして、一部の市町村では反対とする意見書も採択されております。弊社などが先  
日行いました県民世論調査では、ほぼ半数が反対でした。どのように受けとめられてい  
るのか、今後どのように進めるのか、お聞かせください。

○更田委員長 反対の御意見があることは、これは一定程度うなずけるといいますか、も  
ちろん、これまであったものが、これまであったものをどう感じておられたかは、個々  
の方々によってそれぞれ受けとめが違って当然だし、今後もあつてほしいと思う方もお  
られるだらうし、ですから、これは、かといって未来永劫という形が可能なかどうか。  
これもなかなか難しい話があるだらうし、それから、距離の離れたところでは、も  
う通常の状態に、これはなかなか、「現存被ばく状況」という言葉がありますけれども、

現存被ばく状況から通常時という切れ目を明確に運用できているわけではないですが、随分空間線量率が下がったところにおいても、リアルタイムの表示というものをしていくことが果たして妥当なのかということに関しては、もちろん、当然、いろいろな意見がおありになることだろうと思いますけれども、これは丁寧に話を伺って、また、丁寧に御説明をしてというプロセスだと思いますし、強行しようという気はもとよりありませんので、地道なじっくりしたプロセスだと思っています。

○記者 そうしますと、今現在お尻がある程度決まっていたかと思うのですが、延長してというのもあり得るのでしょうか。

○更田委員長 これは財源的なことに関して、私は細部まで今、明確に理解しているかという、ちょっと申し訳ないのですが、ただ、復興特会と関係している部分が大きいと思いますので、財源上の制約があるのは事実で、それを制約のために不都合な事態になった場合というのはどうするのか。

これは余り、ただし、時間がそうあるわけではないので、平成30年でしたか、までに考えなければいけないことだと思いますけれども、ただ、やはりお尻がといっても、財源的にはお尻があるわけだけでも、そうはいっても、お尻があるからといって強行しようと考えているわけではないので、やはり今年、来年じっくりとしたプロセスを積み重ねて、その上で適正な配置を見出していくと。今、申し上げられるのはこのぐらいですね。

○司会 それでは、スズキさん。

○記者 毎日新聞のスズキです。よろしく申し上げます。

1点だけお聞きしたいのですけれども、東海第二についてで、今、工認の審査が随時進んでいると思うのですけれども、工認の提出図書は800ぐらいあるみたいなのですけれども、まだそのうち2割ぐらいが未提出の状況と聞いております。今もその提出について、原電側は遅延が延々と続いているような状況も多少見受けられると思うのですけれども、そういう原電側の姿勢について、どう見ていらっしゃるのかなど。あと、今後、期限が迫っているというところで、原電に対してどういうことを今後求めていきたいかということをお聞かせください。

○更田委員長 工認ではないのですけれども、本日の設置変更許可に際して補正書にもうっかりミスみたいなものはあって、直して提出してもらおうということがあった。工認のときの解析、工認に関わる図書に関しても、ミスゼロにしてくれというのは神話の類いなものかもしれないし、どうしても一定程度のミスはあるのかもしれないけれども、それにしても、やはり緊張感を持ってじっくり、しっかりやってくださいとしか言いようがないですね。

○記者 ありがとうございます。

○記者 そのままミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

Pは設置変更の許可を得て半年とか1年で動く。裁判はあるのですけれどもね。すると、現場は生き返るといように私は見ているのですけれども、Bは去年の秋に柏崎が通ったけれども、向こう3年は動かないだろうし、第二の方も防潮堤ができるのが3年後ですから、そういう果たして動くのかどうかわからないような現場というのは、私はだめなのではないかと。紙でいくら縛っても、やはり達成感のある仕事を現場にしてもらうには、そこをちゃんと電力事業者がいつまでに動くというような形にしない限り、私は安全というのは確保できないとPを見ていると思うのですけれども、Bはこのまま、どこだって、女川だろうが、浜岡だって、審査を出したってみんな動かないように思うのですけれども、その辺は率直に、もう少し現場は傷んでいる感じがするのですけれども、どうですかね。

○更田委員長 そうですね。動かす、動かさないというのは、やはり事業者本体と、それから、もちろん政府の資源エネルギー庁のエネルギーに責任を持っている当局と、それから、当然、地元。地元といっても、地方自治体もあるでしょうし、近隣にお住まいの方々もいる。こういった人たち全てがステークホルダーであって、その中で動かす、動かさないというのは、理解を得つつ事業者が決めていくこと。

ここに規制当局というのは、あくまで動かすことを仮定したときに、きちんとした設計、安全対策がとられているかということを確認する立場であって、紋切り型に言えば、許可を与えたもの、認可を与えたものを動かす、動かさないは、私たちの知ったことではないと言えればそれまでなのだけれども、そうはいつでも電力の現場にいる人たちにしてみると、やはり動かないと現場が生きてこない。

これは別に原子力発電所に限らず、あらゆる施設、あらゆる事業というのはそういうものだと思いますけれども、だからといって、では、答えがあるのかといったら、国が強引に動かすというものでもないだろうし、逆に国が、これはあるのかな、国が強引に止めるというのも。

ただ、この強引にというのも、安全上の理由であれば、当然、停止を命ずるということはありますけれども、今度動かす、いわゆる一般的な商業運転としての動かす、動かさないに関して、時間が掛かっている、それから、困難な状況が見込まれるということに、極めて正直に言えば、規制当局として余り関わるべきではないと思っています。

東京電力・福島第一原子力発電所事故の反省に、非常に深刻な反省の一つが、当時の規制当局は発電所がちゃんと動くか、動かないかを随分気にしていた。本来、住民を守るための規制当局が、事業者の事業を保護するための当局になっていた。そういう側面があったと思っていますので、私たちは事業者の事業が前へ進むか、進まないかからは距離をとるところか、大きな距離をとっておくべきだと思っていますので、ミヤジマさんの趣旨はわかるのですけれども、実際に動く、動かないにかかわらず、私たちは私たち

の責任を果たそうと思っています。

○司会 それでは、タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

ちょっと話題が変わってしまって恐縮なのと、まだ詳細が入っていないので恐縮なのですが、今日、名古屋地裁金沢の方であった大飯原発の差止めの判決で、一審の判断が退けられる、差止めを認めないという結果になったということだけ入ってきているのですが、これについて委員長から何か御見解がありましたら。

○更田委員長 今聞きましたので。いずれにしろ、これは民訴ですので、これまでも従来も繰り返しお答えをしておりますけれども、規制当局として、規制委員会として見解を申し上げる立場にないし、また、今聞いた話ですので内容も全く知りませんので、お答えのしようがないというのが。

さらに、来週出るかもしれないので、あらかじめお答えしておきますけれども、内容を把握したとしても、規制当局が見解を申し上げるようなものではないと思っています。

○記者 わかりました。

済みません。その上で恐縮なのですが、一審では非常に広範にいろいろな指摘が入っていて、耐震性であったり、新基準のことであったり、一審は委員長も何らかで見られたかもしれないのですが、その中で特にどのように一審判決というものを見ていたかというようなことはありますでしょうか。気にかけていた点とか指摘について、特に気になった点というのはありましたでしょうか。

○更田委員長 司法は司法として独立した役割を果たされることが非常に重要だと思っていますし、私たち行政は行政の方でその責任を果たさなければならない。とはいっても、司法の判断の中に技術的内容で私たちがきちんと目を向けなければならないものがあれば、これはそこから目をそらすべきではないだろうとは思いますが。

そういった意味で申し上げますと、これは民間の訴訟ではあるけれども、地裁での判断の中で私たちが対処を必要とするといったものに関しては、私の記憶する限り、ないですけれども。

○記者 一審の判決を見た限り、技術的にこちらが取り入れたり、気にするようなものがあつたわけではないという意味ですか。

○更田委員長 そのように思います。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。